

# 第6回八街市農業委員会総会

平成26年6月19日

八街市農業委員会

## 平成26年第6回農業委員会総会

平成26年6月19日午後3時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央  | 8. 鈴木勝雄   | 15. 井口政直  |
| 2. 長谷川英雄 | 9. 岩品要助   | 16. 中川利夫  |
| 3. 武藤 功  | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基  |
| 4. 宮部 操  | 11. 関口芳秀  | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄  | 12. 小山優一  | 19. 関端 旭  |
| 6. 内藤富夫  | 13. 飛田育男  | 20. 菅野喜男  |
| 7. 林 和弘  | 14. 瀬山哲信  | 21. 三須裕司  |
|          |           | 22. 川野 繁  |

### 2. 事務局

- |      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 醍醐文一 | 主査補 | 宮内清志 |
| 副主幹  | 菅沼邦夫 | 副主査 | 浅井久子 |

### 3. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第5号 農地法第3条関係事務指針の一部改正について
- 議案第6号 八街市農業委員会総会規則の一部改正について

### 4. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○醍醐事務局長

開会を宣す。（午後3時00分）

○川野会長

平成26年第6回総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

今年の梅雨は何か空梅雨のような感がございます。これから農作物には水かげんが大変だろうと思いますけども、とにかく頑張っ、あと残すところ1カ月になりましたので、委員の皆様方は頑張っ、やっ、てくださるようお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条、本体で23件、農用地利用集積の承認について7件、農地法第3条関係事務指針の一部改正について、八街市農業委員会総会規則の一部改正について、農地法第18条第6項の規定による通知1件、合わせまして総件数で33件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は22名で、したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。醍醐局長、お願いいたします。

○醍醐事務局長

それでは、会務報告を申し上げます。

5月22日、午前10時から、鈴木部長、中川副部長、武藤委員によります、転用事実確認現地調査を実施いたしました。

また、5月27日、水曜日、12時半からは全国農業委員会会長大会が日比谷公会堂で開催されまして、ここには三須副会長に出席いただいております。

5月28日、水曜日、午前10時から、産業祭実行委員会が第4会議室で開催されまして、ここには川野会長と私が出席しております。

また、同月29日、木曜日、午前10時から耕作放棄地対策協議会が市役所第5会議室で行われ、これも川野会長と私が出席させていただきました。

月が変わりまして、6月3日、水曜日、午後1時半から、宮部委員、井野委員によりまして、市内の転用事実確認現地調査を実施しております。

以上でございます。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

議席番号 8 番の鈴木委員、9 番の岩品委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の 1 番から 6 番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

#### ○菅沼副主幹

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号 1、区分、賃貸借。所在、八街字榎台。地目、畑。面積 7, 404 平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、農業後継者がいないため、規模を縮小したい。なお、権利者におきましては平成 26 年 2 月 20 日付で新規就農者として 3 条による所有権移転の許可をしましたが、その後、義務者の都合により、3 条許可の取り消しを行いましたので、今回の申請についても新規就農者という扱いになっております。ただし、当時部会案件として慎重審議の上、許可を与え、それから 4 カ月しか経過しておらず、また当時の申請時の営農計画と変わりありませんでしたので、部会案件とはしませんでした。

次に番号 2、区分、売買。所在、八街字北夕日丘。地目、畑。面積 1 万 5, 873 平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため、売却したい。なお、当該申請地は平成 25 年 1 月 20 日付で 3 条売買の許可をしましたが、当時の権利者の都合により、平成 26 年 5 月に取り消し願が提出され、許可は取り消されております。その後、新たな権利者が見つかри、今回の申請となっております。また、本件は議案第 1 号 3 番に関連しております。

番号 3、区分、売買。所在、八街字北夕日丘。地目、畑。面積 6 22 平方メートル。権利者事由、上記申請地の耕作道として利用するため、持ち分を取得したい。義務者事由、権利者の要望により、耕作道の持ち分 5 分の 4 のうち、5 分の 3 の持ち分を譲り渡す。なお、本件は議案第 1 号 2 番に関連しております。

番号 4、区分、売買。所在、東吉田字平井。地目、畑。面積 7, 246 平方メートル。権利者事由、申請地を夫名義で借り受けて耕作していたが、今後のことを考えて農地の権利を取得し、引き続き農業に専念したい。義務者事由、権利者の要望により、貸し付けていた申請地を譲り渡す。

番号 5、区分、贈与。所在、八街字笹引。地目、畑。面積 2, 047 平方メートル。権利者事由、農業後継者として親から農地を譲り受け、引き続き農業に専念する。義務者事由、農業後継者の息子に農地を譲り渡す。

番号 6、区分、使用貸借。所在、沖字西沖。地目、畑。面積 1, 487 平方メートルほか 7 筆、計 8 筆の合計面積 1 万 3, 381 平方メートル。権利者事由、親から再び農地を借り受け、引き続き後継者として農業経営を行う。義務者事由、現在経営移譲年金を受給しているが、再び後継者に農地を貸し付け、引き続き農業経営を移譲する。

以上です。

## ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、鈴木部長、お願いいたします。

## ○鈴木部長

議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

申請地は市役所から北へ約5キロメートル。現況は畑が耕されており。境界はお茶の木で隣接地との境がはっきりしております。進入路は市道に接続されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は2トントラック1台で、トラクター1台は自己資金にて購入するそうです。労働力は権利者1名で、雇用者はいません。年間作業従事日数は権利者200日で、技術や知識については自分で勉強をしております、協力者もいるということでもあります。面積用件についても下限面積の50アールをクリアしております。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他の参考となる事項として、営農計画は前回の申請と同じダイカンドラを作付し、自分の会社や太陽光発電会社などの関連会社に販売することです。通作距離は約5キロメートル、車で10分程度となっております。権利者については平成26年2月に第3条の新規就農として部会で審議の上、許可を与えており、権利者の営農計画の申請内容についても前回の申請と変更はありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

## ○川野会長

続いて、2番、3番は関連がありますので、栗原委員、お願いいたします。

## ○栗原委員

議案第1号、2番及び3番、農地法第3条申請に係る調査結果について関連しておりますので、一括で調査報告いたします。

申請地について、位置はJR八街駅から西に約4.5キロメートル。境界は境界木と石杭があります。現況は休耕地となっております。進入路は市道から耕作道を利用しますが、耕作道は民有地でありますので、通行するために今回合わせて耕作道の持ち分を取得するための申請が出ております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター1台、管理機1台、コンバイン1台、田植え機1台、トラック2台です。労働力は権利者とその世帯員の3名です。年間農作業従事日数は権利者が160日、世帯員が平均100日です。また技術力もあり、面積用件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域

における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考となる事項として、権利者は現在会社員で、農業は兼業で行っておりますが、近々会社を退職して、農業を行うということです。また現在は水稲を主に行っておりますが、今後は畑の規模拡大を図っていくそうです。営農計画は果樹を中心に行うことになっております。通作距離ですが、自宅から申請地まで約18キロメートル、車で約30分です。当該申請地には抵当権が設定されておりますが、抵当権者から3条申請についての申請同意が添付されております。また、権利者は平成26年3月に山武市農業委員会から3条の買い受け適格者として証明を受けております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、番号2番及びその申請地への耕作道の持ち分取得であります番号3番につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、4番、井口委員、お願いいたします。

#### ○井口委員

議案第1号、4番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は3条許可により、借入をしている農地について、借りている世帯員がその農地の所有権を取得するための申請であります。

申請地について、JR八街駅より約2.2キロメートルに位置しております。境界は確保されております。現況は権利者により耕作されております。進入路は市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具はトラクター1台、耕運機2台、田植え機1台、軽トラック1台です。世帯員は住所は異なりますが、権利者とその旦那、実家の父の弟の4名で、うち労力は権利者を含めて3名です。年間農作業従事日数は3名全員が年間150日。技術力もあり、面積用件についても下限面積の50アールをクリアしております。その他、参考となる事項として、権利者夫婦は週末に市内の実家に戻り、現在は実家の農業を主体となって行っており、旦那さんの退職後は実家に戻って農業を継ぐそうです。営農計画は落花生を作付する予定です。通作距離は自宅から約50キロメートル、車で約1時間あります。実際に通作している事実はあるため、問題はないと思います。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

続いて、5番、岩品委員、お願いいたします。

#### ○岩品委員

議案第1号、5番、農地法第3条申請に係る調査結果についてご報告いたします。

今回申請は義務者である母親名義の農地を農業後継者である権利者の息子に贈与する申請であります。

申請地について、位置は市役所より南に約3.5キロメートルに位置し、境界は確定しています。現況は落花生が作付けられています。進入路は市道に面して確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター3台、耕運機2台、トラック2台、掘り取り機2台です。労働力は権利者とその家族で4名。雇用者はいません。年間農業従事日数は権利者が350日、世帯員が平均330日です。また技術力もあり、面積用件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他、参考となる事項として、営農計画は落花生の作付を予定しており、通作距離ですが、申請地は自宅の前にあります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、6番、林副部長、お願いいたします。

#### ○林副部長

議案第1号、6番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

当該申請は義務者が経営移譲年金の対象土地であり、後継者である息子と使用貸借権の再設定による申請であります。

申請地につきましては市役所より南へ約8キロメートル地点に位置しております。進入路は市道に面し、確保されております。

次に、農地法第3条第2項各号の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は耕運機1台、トラクター1台、トラック2台です。労働力は権利者を含め、世帯員が4名であり、常時雇用者はおりません。年間農作業従事日数は権利者は150日で、ほか2名の世帯員が300日。技術力もあり、面積用件についても問題ありません。また周辺地域等における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他、参考となる事項として、経営農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。営農計画はこれまでと同様に里芋やサツマイモを作付し、出荷する予定だそうです。通作距離については自

宅に隣接しております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

**○川野会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の1番から3番についてを議題とい

たします。

事務局、説明願います。宮内主査補、お願いいたします。

#### ○宮内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在は八街字大池地先。地目、畑。面積817平方メートルです。転用目的は長屋住宅1棟用地です。転用事由は、当該申請地にアパートを建設し、そのアパート経営により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

続いて、番号2、所在、大木字吉山地先。地目、畑。面積1万70平方メートルのうち、998.12平方メートルです。転用目的は長屋住宅2棟用地です。転用事由は、当該申請地にアパートを建設し、そのアパート経営により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、同じく第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3、所在、東吉田字小山向地先。地目、山林。現況は畑です。面積4,045平方メートルのうち、3,434.07平方メートルです。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により経営規模の拡大を図るというものです。農地の区分は、農用地内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は隣接する農地以外の土地と近隣農地を一体的に利用するということから、議案第3号、番号12、番号13に関連しております。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番は私の担当ですので、私から説明いたします。

#### ○川野会長

議案第2号、1番について報告いたします。

申請地は市役所より北東へ約500メートルに位置して、進入路は公衆用道路により確保されております。

農地区分は第3種農地と判断いたします。

一般基準ですが、計画面積は817平方メートルで、資金は借入金。造成計画、埋め立てはなし。用地は市営水道とし、雨水については雨水浸透柵により敷地内処理を行うものであります。また、境界についてはブロック積みを設置し、隣地への土砂の流出を防止することであります。

申請人はアパートを建築し、安定した収入を確保したいとの理由もあり、必要性については認められ、許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われまます。

以上、調査報告を終わります。

## ○川野会長

続いて、2番、石井委員、お願いいたします。

## ○石井委員

議案第2号、2番についての許可申請についての調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南東に約900メートル、国道409号線日向入口交差点から東方へ成東酒々井線約300メートルの地点に位置し、指定道路を通り、進入路は確保されております。農地性であります。用途地域内にある農地ですので、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は長屋住宅2棟用地ということで998.12平方メートルであり、面積妥当だと思われま。土地選定理由としては申請地は住居地に近く、集合住宅の管理も容易にでき、市道に隣接し、集合住宅用地に最適であるために選定したそうです。資金の確保は借入金で賄う計画となっております。申請地は小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。用水は公営水道を使用し、排水調整池計画であります。雨水は区域内に貯蔵して浸透施設で処理するそうです。汚水、雑排水は公共下水道施設へ直接放流することです。防災計画ですが、工事中は防災ネット等を設置し、隣接地への被害を防止するそうです。なお、工事における進入路は鉄板等を敷き、公共施設への破損等を防止することです。隣接地との境界には土留めによる土砂流出を防ぐ計画となっております。建物集合住宅建築による隣接地への日照、通風等の影響は特にないとのことです。計画についての隣接農地所有者は説明を受けて、特に問題はありませんとのことでした。よって、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われま。事業実地の見込みは確認できます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに問題はないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

## ○川野会長

次に、3番ですが、議案第3号12番、13番と関連しておりますので、あわせて調査報告をお願いいたします。井口委員、お願いいたします。

## ○井口委員

議案第2号、番号3、4条。議案第3号、番号12、13、5条。議案第2号、番号3及び議案第3号、番号12と13は関連していますので、一括で調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から南西へ約4.5キロメートルに位置し、市道からの進入路は確保されております。農地性としては農地の広がり10ヘクタール以上ある農地と農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地が合わさっており、それぞれ事務指針の29ページの⑤の(b)に該当する第2種農地と32ページの②の①の例外に該当すると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、農地以外の土地と合わせ、太陽光パネル3,528枚を設置するための面積が1万9,143平方メートルであり、

そのうち、申請面積は6,302.07平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は碎石敷きにより自然浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等の防止をするとのこと。権利者である会社は太陽光発電による収益増を図っていることから、妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。  
(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑はないようございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。  
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。  
次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。  
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の1番から14番までを議題といたします。  
事務局、説明願います。宮内主査補、お願いいたします。

#### ○宮内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。  
番号1、所在は文違字文違野地先。地目、畑。面積321平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積776平方メートル。区分は売買。転用目的は建て売り分譲住宅用地及び進入路用地ということです。転用事由は、住宅2棟及び進入路の建築と販売をするというものです。農地の区分は農用地域内にある広がり10ヘクタール以上ある第1種農地と判断されます。  
番号2、所在、八街字大池地先。地目、畑。面積132平方メートルです。区分は売買。転

用目的は宅地拡張用地です。転用事由は、住宅の隣接地において駐車場や庭として利用するものです。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3、所在、大木字花見台地先。地目、畑。面積5,179平方メートルのうち、58,75平方メートルです。区分は使用貸借。転用目的は太陽光発電施設兼駐車場用地。転用事由は、居住地隣接地において許可を取得し、目的どおり工事は完了したのですが、施設の規格が大きく、許可面積よりはみ出してしまったため、追加で申請をするものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地との理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号4、八街字笹引地先。地目、畑。面積は4,163平方メートルのうち、1,106.48平方メートルです。区分は売買。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、製造業を営む事業地におきまして、敷地が狭い上に従業員の駐車スペースを確保しているということで、搬入や出荷時の大型車の出入りに苦慮しているため隣接地に駐車場を求め、既存施設における業務の効率化を図るというものです。農地の区分は農地の広がり10ヘクタール以上ある第1種農地として判断されます。

番号5、所在、大関字三角地先。地目、畑。面積1,960平方メートルのうち、854.13平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,708.99平方メートル。区分は使用貸借です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地において、太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、安定した収入を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地との理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号6、番号7、番号8は関連しておりますので、一括してご説明いたします。まず、番号6、所在、八街字夕日丘地先。地目、畑。面積2,701平方メートルのうち、167.42平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積171.77平方メートル。番号7、所在、地目、同じく。面積1万765平方メートルのうち、715.83平方メートル。番号8、所在、地目、同じく。面積4,925平方メートルのうち、93.73平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積184.79平方メートル。区分は使用貸借による一時転用です。転用目的は進入路用地です。転用事由は、当該申請地の先で設置する不法投棄防護柵の工事に伴いまして進入路がないため、申請地を一時的に仮設道路として利用するものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。

次の、番号9、番号10も関連しておりますので、一括してご説明いたします。番号9、所在、八街字畑ノ井地先。地目、畑。面積198平方メートルのうち、56.43平方メートル。番号10、所在、地目、同じく。面積3,966平方メートルのうち、1,636.27平方メートル。面積合計が4,164平方メートルのうち、1,692.70平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地と隣接する山林において太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行

い、経営規模の拡大を図るというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号11、所在、東吉田字鶴ヶ沢入地先。地目、畑。面積660平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,528平方メートル。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地において、太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により、収益増を図るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地との理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号12、番号13は関連しておりますので、一括してご説明いたします。番号12、所在、吉倉字後口谷津地先。地目、田、現況は畑。面積49平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,569平方メートル。番号13、所在、地目、同じく。面積は1,299平方メートル。合計して、面積が2,868平方メートルです。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全なエネルギーを利用した太陽光発電事業により、経営規模の拡大を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地との理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は議案第2号の番号3に関連しております。

番号14、所在、沖字中沖地先。地目、畑。面積176平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積8,426平方メートル。区分は賃貸借です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、経営規模の拡大を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地との理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

途中ではございますが、ここで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時12分

#### ○川野会長

会議を再開いたします。

先ほど事務局の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、中川副部長、お願いいたします。

#### ○中川副部長

議案第3号、1番の調査報告を行います。

申請地は市役所より北へ約1.2キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。この案件は住宅用地2棟分と進入路用地です。農地区分は第1種農地。計画面積は776平方メートル。資金は自己資金。用水は市水道。汚水、雑排水は小型合併浄化槽で浄化後、新設U字溝へ流す。防災計画は土砂等の流出をしないよう、ブロック、土留め等を設置します。隣地農地は耕作者3名に本人が説明し、3人とも了解しているとのことです。

特に問題はないと思います。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

2番については私が担当でございますので、私から報告いたします。

#### ○川野会長

議案第3号、2番について調査報告いたします。

申請地は市役所より南側、約500メートルに位置し、既存宅地の拡張のため進入路は確保されております。農地区分は第3種農地と判断いたします。

次に一般基準ですが、本申請は宅地拡張用地ということですが、面積は132平方メートルであり、面積は妥当と考えます。次に資金につきましては自己資金で賄う計画となっております。権利者は住環境の充実を目的として隣接する自己所有地を庭及び駐車場用地として利用するもので、必要性は認められます。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、3番について、石井委員、お願いいたします。

#### ○石井委員

議案第3号、3番についての調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、八街駅より南東方向へ約2キロメートル。国道409号線木原交差点から市道約300メートルに位置し、進入路は確保されております。農地性としては用途地域外にある小集団の生産性の低い農地ですので、第2種農地と判断いたしました。代替性はないものと思われま

す。この案件は3月に太陽光発電施設兼車庫用地として申請があったのですが、そのときに面積が5,179平方メートルのうち277.78平方メートルの申請がありまして、現在は車庫はでき上がっておりました。でも、でき上がった面積のうち58.75平方メートルが漏れていて、当初の長さについて誤って、短い設計図で設計をしてしまったので、その分の面積が漏れていたとのことです。そして、申請された5条申請の許可申請もおくってしまったということで、始末書も出されておりました。そして家族の方も大変申し訳なかったということで、その点はあと、太陽光発電を屋根の上に設置することで申請は通っておりますので、計画もそのように実行されると思っております。資金は借入金で賄うとのことですので、このようなことはないということで、くれぐれも申し訳ないということで謝っておりました。

以上で何ら問題なく計画は実行されると思っておりますので、以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、4番、岩品委員、お願いいたします。

#### ○岩品委員

議案第3号、4番についての調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所より南に約4キロメートルに位置し、既存の敷地が市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては10ヘクタール以上の広がりのある第1種農地と判断いたしました。しかし、事務指針32ページ、②の㊦の(オ)に該当するため、例外的に許可することができると思われます。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積1,106.48平方メートルであり、その事業内容から面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。また、申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、コンクリート柵渠を設けるので、土砂等の流出はありません。また、隣接農地は義務者の農地であり、問題ないと思われます。また、申請地は土地改良受益地でもありません。権利者は事業を営む上で駐車場が不足しているため、必要性についても認められ、合わせて許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

続いて5番、武藤委員、お願いいたします。

#### ○武藤委員

議案第3号、5番について調査報告を申し上げます。

申請地は市役所より西へ約1.3キロメートルのところであり、市道の公衆用道路に接しております。農地区分は事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はありません。

申請地は実家近隣で父親の所有地であり、日当たりも良好なため、当地を選びました。賃借期間は10年です。自己資金にて賄います。1,708.99平方メートルに300ワットのパネルを192枚設置する予定です。造成については埋め立て等を行わず、設置のみです。雨水については敷地内処理、自然浸透いたします。工事中は近隣に迷惑がかからないように十分に配慮し、また近隣者には太陽光発電設置計画をしている旨、説明したとのことでした。

以上のことから何ら問題ないと思ひます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

続いて、6番、7番、8番は関連しておりますので、栗原委員、あわせてお願いいたします。

#### ○栗原委員

議案第3号、6番、7番、8番は関連しておりますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ約4.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針26ページ、アの①に該当する、農振農用地であります。しかし、申請地先で計画されております不法投棄防止柵工事に伴い、進入路として一時的に利用するための申請であり、施行も整地後、鉄板を敷く計画と

なっております。工事完成後は速やかに原状回復される見込みであります。

資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地は小作人等、権利設定に対して支障となるものではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、9番、10番は関連しておりますので、あわせてお願いいたします。栗原委員、お願いいたします。

#### ○栗原委員

議案第3号、9番、10番は関連いたしておりますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ約5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農地の広がり10ヘクタール以上の農地に存在する、第1種農地に該当することを確認いたしました。しかし、主な事業地は隣接する山林であり、その山林と合わせて整備する面積の範囲から事務指針の32ページ、②の④の例外に該当すると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、農地以外の土地と合わせて太陽光パネル828枚を設置するための面積が5,175.70平方メートルで、そのうち申請面積は1,692.70平方メートルであります。面積は妥当と思われま

す。資金につきましては借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものではありません。隣接する農地に対する被害防除対策ですが、周囲にブロックを施工し、雨水の流出等を防ぐ計画となっております。権利者である会社は、太陽光発電による収益増を図っていることから、妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、11番、井口委員、お願いいたします。

#### ○井口委員

議案第3号、番号11、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南へ約2.5キロメートルに位置し、市道からの進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、太陽光パネル616枚を設置するための面積が2,528平方メートルであり、面積は妥当と思われま

す。資金につきましては借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利設定はなく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は碎石敷きにより自然

浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等を防止するとのことです。権利者は、太陽光発電による収入増を図っていることから、妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま  
す。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、12番、13番は先ほど説明済みです。

次に、14番、林副部長、お願いいたします。

#### ○林副部長

議案第3号、14番について調査報告を申し上げます。

まず、申請地でございますが、市役所より南へ約8キロメートル地点に位置しております。進入路は市道より所有地を通り、確保されております。農地区分でございますが、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はないものと思われま  
す。

計画面積につきましては、太陽光発電施設用地として適当であると思われま  
す。資金面につきましては自己資金にて賄う計画となっております。許可後は速やかに目的につくものと思われま  
す。小作人等はありません。周辺農地の営農条件への被害防除対策であります。現況のまま砂利敷き自然浸透とし、周辺に土砂の流出を防ぐ土堰提を設置します。日照、通風につ  
きましては支障はないと思われま  
す。

以上のことから、何ら問題ないものと思われま  
す。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。  
(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた  
します。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた  
します。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた  
します。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、13番については許可相当で決定いたします。

次に、14番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、14番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

○菅沼副主幹

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。なお、本件につきましては平成26年6月12日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字北夕日丘。地目、畑。面積3,004平方メートルのうち、990平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万4,300平方メートルのうち、7,425平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年。新規です。

番号2、所在、滝台字板橋。地目、畑。面積1,983平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,829平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年9カ月。新規です。

番号3、所在、滝台字板橋。地目、畑。面積1,486平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積3,964平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年9カ月。新規です。

番号4、所在、八街字猿ヶ久保。地目、畑。面積1,907平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5,790平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年。新規です。

番号5、所在、根古谷字内ノ台。地目、畑。面積2,872平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積5,578平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年。新規です。

番号6、所在、八街字東金道。地目、畑。面積5,219平方メートルのうち、4,974平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年。新規です。

番号7、所在、文違字文違野。地目、畑。面積8,436平方メートルのうち、5,000平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年。新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から7までの案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については承認することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については承認することに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については承認することに決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、7番については承認することに決定いたします。

次に、議案第5号、農地法第3条関係事務指針の一部改正についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

**○菅沼副主幹**

それでは、議案第5号、農地法第3条関係事務指針の一部改正について、ご説明いたします。農業の構造改革を推進するため、農地法の一部改正が行われ、平成26年4月1日から施行されております。それに伴い、八街市の農地法第3条関係事務指針を一部改正するものです。なお、今回改正された主な内容でございますが、都道府県段階に農地中間管理機構が設立されたことに伴い、関係する条文の追加及び変更、それに合わせて遊休農地対策についての内容が変更になっております。

以上で議案の説明を終わらせていただきますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○川野会長**

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

ないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、議案第5号については承認することに決定いたします。

菅沼副主幹、改正後の事務指針の取り扱いについて説明願います。

**○菅沼副主幹**

今後の事務指針の取り扱いについてでございますが、農地法関係法令の改正に伴う大きな変更につきましては、また総会においてお諮りいたしますが、誤字脱字や軽微な変更につきましては事務局長の判断により会長専決により、農地法第3条事務指針を変更することについてご承認いただきたいと思います。

以上です。

**○川野会長**

事務局の説明を終わり、事務指針の取り扱いについては、誤字脱字や軽微な変更については事務局長の判断により、会長専決によって農地法第3条事務指針を変更することとしてよろしいかをお諮りいたします。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○川野会長**

異議なしということでございますので、今後、誤字脱字や軽微な変更にかかる案件の事務処理については会長専決で処理をいたします。

次に、議案第6号、八街市農業委員会総会規則の一部改正についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

**○菅沼副主幹**

それでは、今度は1枚刷りの方でお願いします。

議案第6号、八街市農業委員会総会規則の一部改正について、ご説明いたします。

社会的情勢の変化により、現状に即した規定にする必要があることから、傍聴人にかかる条文について、規則の一部を改正するものです。なお、今回の改正の主な内容でございますが、規則第15条中銃器の表記を削除し、合わせて関係する第15条第2項及び第3項の追加及び変更をするものでございます。また、合わせて第2条第3項中、次の各号の一にとありますが、それを次の各号のいずれかに改正するものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、議案第6号については承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

#### ○菅沼副主幹

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。

番号1、所在、東吉田字平井。地目、畑。面積7,246平方メートルです。合意の成立日、土地引き渡し時期ともに平成26年5月31日です。

番号2、所在、根古谷字内ノ台。地目、畑。面積2,872平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,863平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期ともに平成26年5月31日です。

以上です。

#### ○川野会長

これは報告事項ですので、事務局の説明を持って承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

#### ○醍醐事務局長

閉会を宣す。(午後4時47分)

議事録署名人

議 長

8 番

9 番